

青少年の健全育成等の推進に向けて、 みなさんのご協力をお願いします

青少年の健全育成の推進に向け、茨城県青少年のための環境整備条例が全面改正され、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」になりました。

五霞町においても、青少年の健全育成に向け、関係団体や学校とともに条例内容の推進に取り組んでいきますので、みなさんのご理解ご協力をお願いします。

改正条例の概要

《旧条例》

○青少年の環境整備（規制が主）

《改正条例》

○青少年の健全育成

○若者の活動の支援

○青少年の環境整備

※青少年：概ね18歳未満の者を想定（ただし、罰則等を伴う条文においては、18歳未満の者と規定）

※若者：概ね18歳以上概30歳未満の者を想定

※若者の活動：身近な地域の行事や地域の防犯等に関わる活動、ボランティア活動など

○深夜（夜11時から翌朝4時に青少年を外出させないように

（しまししょう。）

青少年の深夜外出は、非行や犯罪被害につながりやすく、たいへん危険です。

・保護者は、深夜に子どもを外出させないように努めなければなりません。

・誰でも、保護者の承認を受けないで、深夜に青少年を連れ出したりしてはいけません。

○深夜に青少年を入場させてはいけないお店があります。

映画館、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ など

○青少年の非行を助長してはいけません。

誰でも、青少年に対し次の行為を行うよう勧誘したり、強要したりして、青少年の非行や不良行為を助長してはいけません。

・わいせつ行為、家出、覚せい剤等の薬物の使用、暴行、恐喝、窃盗、器物損壊、監禁等、飲酒、喫煙 など

○青少年の入れ墨は禁止されています。

誰でも、青少年に対し入れ墨

をしたり、させてはいけません。青少年が一時的な好奇心により、入れ墨を施すと、プールなどへの入場を禁止されたり、就職等へ悪影響が出たりして、後悔するおそれがあります。また、器具から感染症にかか

る危険性があります。

○青少年をインターネット上の有害情報から守りましょう。

青少年がインターネットを安全・安心に利用できるように、保護者に対して次のことが求められています。

・青少年が利用する携帯電話などを購入する場合、その旨を事業者申し出なければなりません。

・青少年がインターネットを利用する場合には、フィルタリングソフトを利用するなど適切に管理しなければなりません。

※詳細は、県女性青少年課ホームページに掲載されていますので、ぜひ、ご覧ください。

○条例に関するお問い合わせ

茨城県知事公室女性青少年課

☎ 029 (301) 2183

☎ 029 (301) 2189

Fax: 029 (301) 2189

E-mail: josei@pref.ibaraki.lg.jp

地域包括支援センターだより

みなさんは「介護予防」という言葉をご存じですか？

国では「要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）」こと、そして要介護状態にあつてもその悪化をできる限り防ぐこと」と定義されています。介護予防では、高齢者一人ひとりの健康状態の改善を通して、家庭や地域での役割を持ち、また生きがいを持つて生活を送ることができるよう、生活の質の向上を目指しています。

地域包括支援センターでは、みなさんの介護予防の取り組みの支援を行っています。

理学療法士のアドバイスのもと歩行など体の動きを維持・向上することを目的とした「元氣あつぷ教室」、栄養について講話や調理実習を通して楽しく学ぶ「シニア健康づくり教室」、歯周病や入れ歯のことについて知る「健口教室」、そして書き取りやぬりえ、体操などの課題を行いながら頭も体も動かす「脳の健康教室」を開催しています。

毎年夏に実施される生活機能評価の結果をもとに、対象となる方に教室の案内を差し上げています。

教室に参加する前までは「続ける自信がない」と不安な様子

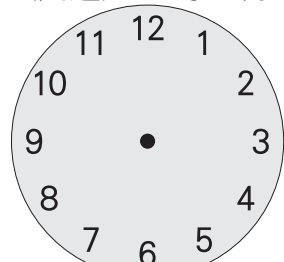
でしたが、教室の回数を重ねるごとに表情が明るくなり、体や気持ちに変化が表れてくる方が多くみられました。教室終了時には、「来てよかつた」、「教室のみんなと話をするのが楽しかつた」という感想が多く聞かれました。

地域包括支援センターでは、みなさんの介護予防の取り組みを支援できるよう、魅力ある教室作りや生きがい作りの支援を今後も考えていきたいと思

やってみよう！

時計の針を書き入れる「脳の体操」です。長針と短針を書き入れて、時計を完成させましょう！

〈問題〉 10時50分



〈正解は…時計を見て確認しましょう〉